

北海道告示第10556号

令和5年北海道告示第10530号（令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率の決定）の一部を次のように改正する。

令和5年4月6日

北海道知事 鈴木 直道

31を次のように改める。

（農政部所管分その1）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
31 土地改良区総合強化対策事業 土地改良区の統合整備及び土地改良施設に係る維持管理体制の再編整備等を促進することにより、土地改良区の組織運営基盤の強化を図るため、予算の範囲内で補助する。	土地改良区 北海道土地改良事業団体連合会	土地改良区が土地改良区総合強化対策事業を行う場合における統合再編整備事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1)統合整備 ア 計画樹立に要する経費 イ 附帯施設整備に要する経費 (2)管理再編整備 ア 計画樹立に要する経費 イ 附帯施設整備に要する経費 (3)土地利用再編整備 ア 計画樹立に要する経費 イ 附帯施設整備に要する経費	10分の10以内	農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式	農政第2号様式 農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第112号様式 その3	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	